

『異なる電気通信番号の送信の防止に係る省令の取
り扱い方針』(平成20年4月21日総務省公表)の運用に係る
ガイドライン

第1版

平成20年12月26日

(社)電気通信事業者協会

- 目 次 -

1 . 本ガイドラインの目的と位置付け	3
1 - 1 本ガイドラインの目的	3
1 - 2 本ガイドラインの位置付け	3
2 . 用語の定義	4
3 . 本ガイドラインにて規定する範囲	5
4 . 発信者番号の正当性を担保するための対策	6
4 - 1 異なる電気通信番号を発信者番号表示に関する信号情報として設定可能な回線及びその範囲について	6
4 - 2 発信事業者 / 発信者番号設定事業者のとるべき措置	6
4 - 3 発信事業者 / 発信者番号設定事業者と番号指定事業者の対策	6
4 - 4 着信事業者における対策について	7
4 - 5 一般利用者(着信者)からの問い合わせ	7
5 . 緊急通報時の発信者番号を担保するための対策	9
6 . 検討部会メンバー表	10

1. 本ガイドラインの目的と位置付け

1 - 1 本ガイドラインの目的

事業用電気通信設備規則（平成 19 年 11 月 21 日改正、平成 20 年 4 月 1 日施行）においては、アナログ電話用設備等を設置する電気通信事業者に対し、利用者に付与した電気通信番号と異なる番号が表示されないよう必要な措置を講ずるべき旨が規定され、同規則第 3 5 条の 2 の 2 のただし書にて、他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合については、一律の規制から除外することについて、併せて規定されている。

また、平成 20 年 4 月 21 日に、総務省より「異なる電気通信番号の送信の防止に係る省令の取り扱い方針（以下、総務省取り扱い方針）」が公表され、事業用電気通信設備規則第 3 5 条の 2 の 2 のただし書の趣旨や、該当する場合等が解説されている。

しかし、一方で本方針では、その防止のために必要となる対策についてまでは述べられていないことから、総務省取り扱い方針に則り、発信回線に割当てられた電気通信番号とは異なる電気通信番号の不適切な送信を防止するために、関係各事業者が実施すべき対策ならびに留意事項について、本ガイドラインにて取りまとめる。

なお、発信者番号偽装表示の対策としては、既に、平成 17 年 6 月に電気通信事業者協会（以下、当協会）より「発信者番号偽装対策ガイドライン」を発行し、その対策を規定しているので、本ガイドラインを運用するにあたっては、併せて参考願いたい。

1 - 2 本ガイドラインの位置付け

先述の通り、本ガイドラインは、平成 20 年 4 月 21 日公表の総務省取り扱い方針に則り、発信回線に割当てられた電気通信番号とは異なる電気通信番号の不適切な送信を防止するために、関係事業者が実施すべき対策ならびに留意事項について取りまとめたものである。その対策が事業者間相互で必要な場合は、対策実施に向けて、事業者間で費用の負担等を含めた必要な協議が行われる事を前提とする。

また、当協会会員事業者が、異なる電気通信番号の不適切な送信を防止することを目的として、本ガイドラインの記述内容に加えて更なる対策を実施することを制限するものではない。

なお、本ガイドラインは、あくまで当協会会員事業者の自主的な取り決めであり、全ての電気通信事業者に強制されるものではないが、当協会会員は、当協会会員以外の事業者にも、本ガイドラインの考え方の普及に努力すると共に、最大限の努力を払って本ガイドラインを運用し、発信者番号表示サービスへの信頼性を維持し、利用者からの信頼に応えることにつとめなければならない。

2 . 用語の定義

用語	意味
異なる電気通信番号	利用者が発信する際に、その発信に実際に使用される物理回線に付与された電気通信番号と異なる電気通信番号(実際に発信する物理回線に付与された代表親番号、代表子番号、ダイヤルイン番号、0120番号等の論理番号は「異なる電気通信番号」には含まない)
異なる電気通信番号の送信	利用者が発信する際に、その発信に実際に使用される物理回線に付与された電気通信番号と異なる電気通信番号を、着信端末に発信者番号として表示させる目的で送信すること
発信事業者	利用者が呼を発信する際に使用する回線を提供する事業者(図3 - 1 ではA事業者)
着信事業者	着信先の端末に対して回線サービスを提供する事業者(図3 - 1 ではC事業者)
番号指定事業者	電気通信番号規則に基づき総務省から番号指定を受けた事業者 本ガイドラインでは、発信者番号として着信先端末に表示される電気通信番号の指定を受けた事業者を指す(図3 - 1 ではB事業者) (注)番号ポータビリティにより事業者間で番号をポートした場合は、ポート先の事業者を指す。
発信者番号設定事業者	本ガイドラインでは、総務省が他事業者に指定した番号を発信者番号に設定して発呼する事業者(図3 - 1 ではA事業者)

3. 本ガイドラインにて規定する範囲

本ガイドラインは0AB～J番号を付与された固定電話回線（PSTN及びIP電話）を対象とし、発信者番号表示サービスの信頼性を維持するために必要な、発信事業者／着信事業者／番号指定事業者等の網機能及び網運用という観点から記述する。具体的な方策としては、0AB～J固定電話発信において、発信事業者が他事業者の0AB～J固定電話番号を発信者番号表示に関する信号情報として設定するケース（図3-1参照）での発信者番号の正当性を担保するための対策、及び同ケースの緊急通報時の発信者番号を担保するための対策について規定する。（4章及び5章）

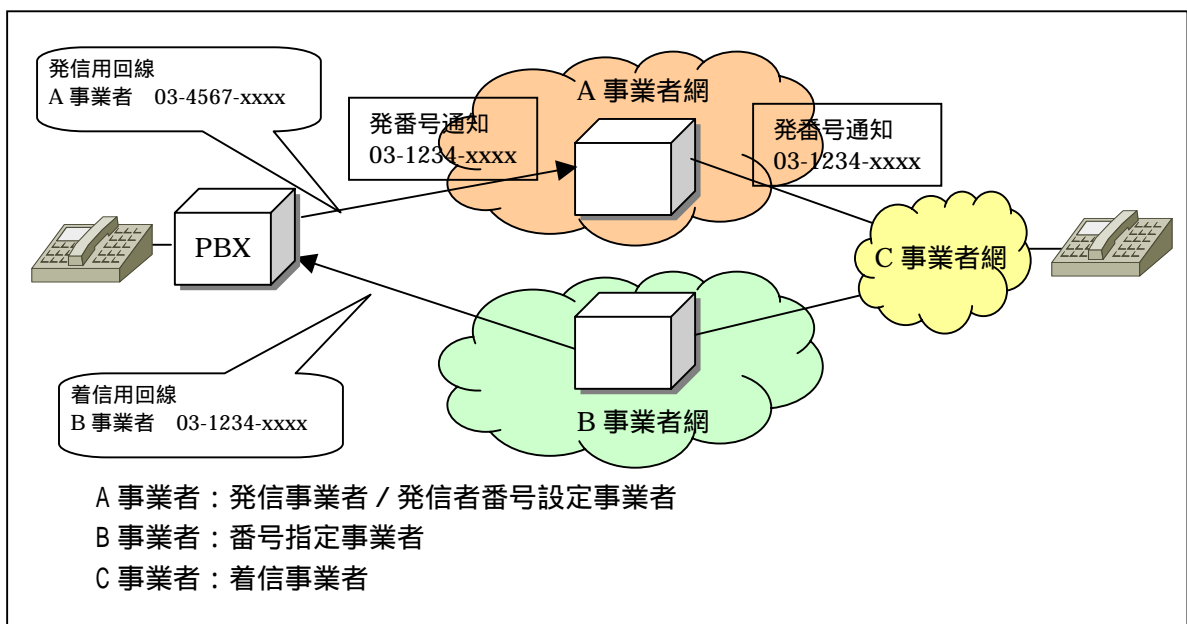


図3-1 A事業者回線発信時にB事業者の番号を表示させるケース

上記以外のケースについては、事業者にて個々に、事業用電気通信設備規則及び総務省の取り扱い方針に従っていることを確認、維持することが求められるが、技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行う場合がある。

4．発信者番号の正当性を担保するための対策

本章では、発信者番号表示サービスの信頼性を維持することを目的とした、発信者番号（表示番号）の正当性を担保するための対策を規定する。

4 - 1 異なる電気通信番号を発信者番号表示に関する信号情報として設定可能な回線及びその範囲について

- (1) 0 A B ~ J 番号が付与された回線とする。
- (2) 発信者番号表示のために設定可能な他事業者の 0 A B ~ J 番号は、原則として当該発信回線と同一の着信先 となる番号とする。
) 例：工場などの敷地内、ビル内、会社等
- (3) 設定可能な 0 A B ~ J 番号は、コールバック可能な番号とする。
- (4) 回線契約の名義が同一であるか、異なる名義の場合は当事者間の事前の了解があることを、発信者番号設定事業者および番号指定事業者が確認できる場合に限る。

4 - 2 発信事業者 / 発信者番号設定事業者のとるべき措置

発信事業者 / 発信者番号設定事業者は、着信者に対して発信者番号として表示される可能性のある（利用者の発信に係る電気通信番号とは異なる）電気通信番号を送出しようとする場合、或いは、異なる電気通信番号を着回線に表示させようとする場合は、以下の対策を実施するべきである。

- (1) 発信のときにユーザ網インターフェースにて発信端末機器より異なる電気通信番号を受信した場合は、網検証を実施し当該発信者番号の正当性が保証できる場合に限り、発信者番号表示に関する情報として使用する。
- (2) 発信網にて正当性を保証した発信者番号についてのみ、発信者番号表示に関する情報として設定し、中継網、着信網へ送出する。
- (3) 発信網にて正当でない発信者番号が検出された呼については、以下 ~ いずれかの処置を行う。
 当該呼の発信拒否
 発信者番号表示に関する情報の削除
 番号表示識別を非表示に設定
 発信網側で正当性を保証できる発信者番号表示に関する情報に再設定

4 - 3 発信事業者 / 発信者番号設定事業者と番号指定事業者の対策

発信者番号設定事業者が、他の事業者が総務省から指定を受けた番号を発信者番号（ここでは網間信号のパラメータではなく、着信者へ表示させるための発信者番号を意味する。以下同じ。）に設定できるのは、予め番号指定事業者と発信者番号設定事業

者の間で所要の運用ルールが確立されており、且つ利用者と発信者番号設定事業者の間で必要な確認が行われている場合に限る。

- (1) 発信者番号設定事業者と異なる電気通信番号の送信を希望する利用者間にて最低限定めておくべきこと
 - ・ 表示番号回線の契約変更や廃止の際は、利用者から予め発信者番号設定事業者へ変更の通知が行われる。
 - ・ 発信者番号設定事業者は、表示させたい発信者番号の番号指定事業者や回線の設置場所など、表示番号の正当性を確認するために必要な情報の提供を利用者に求める。
 - ・ 発信者番号設定事業者は、表示番号の正当性確認を目的として、利用者から得られた情報を番号指定事業者に提示することについて利用者の同意を得る。
 - ・ 発信者番号設定事業者は、番号指定事業者が異なる電気通信番号の契約者の移転、解約等の異動情報を発信者番号設定事業者へ提供することについて、異なる電気通信番号の契約者の同意を得る。

- (2) 発信者番号設定事業者と番号指定事業者間の運用協定にて最低限定めておくべきこと
 - ・ 利用者からの申し込み内容に基づき、事業者間で回線情報に基づく正当性の確認が速やかに行えるよう、予め事業者間の運用協定を締結する。
 - ・ 発信者番号設定事業者と番号指定事業者間にて予め締結した運用フローに基づき、次の対応を行う。
 - 利用者申し込み内容の正当性を確認するために、発信者番号設定事業者は番号指定事業者に対して契約内容の照会を行う。
 - 番号指定事業者は、発信者番号設定事業者に対して照会結果を返信する。
 - 表示番号回線の移転、契約解除等の場合は、事前に番号指定事業者から発信者番号設定事業者へ契約変更の情報が伝達され、契約解除までに異なる電気通信番号の送出を停止する。

4 - 4 着信事業者における対策について

着信事業者においては、受信した発信者番号表示に関する信頼性を判断することは通常は困難であるが、何らかの方法で信頼性が疑問であると判断した場合、着信事業者の判断で番号表示に関する何らかの対策（例：番号の非表示化等）を施してもよいものとする。

4 - 5 一般利用者(着信者)からの問い合わせ

一般利用者の問い合わせは、その契約事業者である着信事業者、もしくは発信者番号として表示されている番号指定事業者になされる場合があると想定されることから、発信者番号設定事業者は、これら事業者において迅速に対応出来るよう、異なる電気

通信番号を送信するサービスの実施に関して、関連する事業者へ予め周知し、対応に必要な情報を提供するなどの配慮を行うべきである。

さらに、表示された発番号の回線に不具合が生じた場合は、発信者番号設定事業者が迅速に対応すべきである。

5．緊急通報時の発信者番号を担保するための対策

本章では、0 A B～J 番号回線の発信における緊急通報確保に係わる、発信事業者が留意すべき事項を記述する。

緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備は、事業用電気通信設備規則第35条の2の規定に従い、所轄へ接続すること、発信場所の位置情報等を通知すること、回線保留又は緊急通報受理機関に送信された電気通信番号による呼び返し等を実現することが求められている。

ここで、発信する物理回線以外の0 A B～J 番号が通知(表示)された場合、緊急通報受理機関において発信者番号による位置情報の検索あるいは位置情報と音声通話を結びつけることが困難になることが想定される。また、回線保留代替措置として緊急通報発信回線に対する接続制限を実現すること及び呼び返しを行うことについても先述同様に困難になる可能性があると思われるため、発信事業者は以下の各項に留意して発信者番号を送信する必要がある。

発信者番号の種類

緊急通報が着信する緊急機関の指令台に対しては、表示された発信者番号へコールバックした場合に、できるだけ緊急通報の発信者宛に着信できることが望ましいことから、発信事業者とは異なる番号指定事業者の回線番号を発信者番号に設定している際であっても、緊急通報時は発信事業者の番号を設定し送出する対策を実施すべきである。

位置情報通知システムとの整合

音声呼により指令台に送られた発信者番号と各事業者の位置情報通知システムから送信される発信者番号、及び同システムの検索キーとなる発信者番号は一致していなければならないので(そうでなければ緊急機関側で同一性を確認することができない)、緊急通報においては、発信事業者の番号を通知することを発信者番号設定事業者が責任を持って実施する。

6. 検討部会メンバー表

KDDI(株)	au 技術企画部 次世代企画グループ	グループリーダー	部会長 横田 孝弘
	ネットワーク計画部 ノードシステム計画グループ	グループリーダー	船木 滋
	技術渉外室 企画調査部 企画推進グループ	グループリーダー	奥田 達彦
	技術渉外室 企画調査部 企画推進グループ	課長補佐	遠藤 晃
中部テレコミュニケーション(株)	サービスオペレーションセンター	マネージャー	酒井 健次
	サービスオペレーションセンター		伊藤 勝巳
ソフトバンクテレコム(株)	基幹ネットワーク部	担当部長	渡部 康雄
	事業管理室 技術渉外課	課長	木村 潔
ソフトバンクモバイル(株)	プラットフォーム統括部 交換網計画部 交換開発課	課長	山田 博
	プラットフォーム統括部 交換網計画部 交換開発課	課長代理	境田 雅樹
	渉外統括部 渉外部 相互接続課	課長	高畠 邦枝
(株)NTTドコモ	経営企画部	担当部長	藤原 塩和
	経営企画部 企画調整室	担当課長	高橋 昌弘
(株)ウィルコム	技術企画部 ネットワーク企画グループ	課長	竹田 学
	技術企画部 ネットワーク企画グループ	課長補佐	鈴木 和幸
KVH(株)	テレコミュニケーションサービス部	担当マネージャー	山田 和徳
	渉外部		安田 誠
東日本電信電話(株)	ネットワーク事業推進本部 設備部(平成20年7月末日まで)	担当部長	金子 弘明
	ネットワーク事業推進本部 設備部(平成20年8月1日より)	担当課長	臼井 高史
	ネットワーク事業推進本部 設備部		藤川 和己
西日本電信電話(株)	ネットワーク部 NGN推進部門	担当課長	中屋敷 康行
NTT コミュニケーションズ(株)	プロセス&ナレッジマネジメント部 ネットワーク部門	部門長	上坊 貴博
	ネットワーク事業部ネットワークランドデザイン室	担当部長	吉田 寿義
(株)ジュピターテレコム	通信技術部	マネージャー	小俣 仁志
	通信技術部		小久保 領
	商品企画部		岩本 圭司
フュージョン・コミュニケーションズ(株)	経営企画本部 渉外部	部長	菅谷 宏治
	サービス本部 技術企画部 技術企画グループ	グループリーダー	酒井 真澄

(社)電気通信事業者協会・会員名簿順

異なる電気通信番号の送信の防止に係る省令の 取扱い方針の公表について

事業用電気通信設備規則第35条の2の2等の取扱い方針

総務省では、電気通信システムの根幹の一つを構成する電気通信番号の表示等への信頼性を維持しつつ、利用者の利益を保護する観点から、事業用電気通信設備規則第35条の2の2(異なる電気通信番号の送信の防止)のただし書の趣旨や該当する場合について、取扱い方針を公表することとしました。

事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)では、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備及び0AB～J-IP電話用設備を設置する電気通信事業者に対し、利用者に付与した電気通信番号と異なる番号が送信されないよう必要な措置を講ずべきことを規定し、同令第35条の2の2ただし書では、発信元を誘導するおそれのない場合について、一律の規制から除外することを規定しています。(平成19年11月21日公布、平成20年4月1日施行)

本規定の趣旨は、発信者の電気通信番号の正当性を担保することについて社会的な重要性が高まっていることから、発信元の偽装(他者へのなりすまし)等によって、発信者番号表示等の信頼性が損なわれることを防止することです。

今般、総務省は、電気通信システムの根幹の一つを構成する電気通信番号の表示等への信頼性を維持しつつ、利用者の利益を保護する観点から、事業用電気通信設備規則第35条の2の2のただし書の趣旨や該当する場合を解説するため、本取扱い方針(別添)を公表します。

【連絡先】

総合通信基盤局電気通信事業部
電気通信技術システム課
大西課長補佐、荒本係長、柴田

〒100-8926

住所 東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館

電話 (直通)03-5253-5862
(代表)03-5253-5111
内線 5862

FAX 03-5253-5863

E-mail icnet-infra@ml.soumu.go.jp

【関係報道資料】

- 0AB～J番号を使用するIP電話の基本的事項に関する技術的条件
情報通信審議会からの一部答申(平成19年1月24日)
URL:http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070124_3.html
- 事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集
(平成19年7月23日)
URL:http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070723_2.html
- 事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令案に対する情報通信審議会の答申
(平成19年9月20日)
URL:http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070920_9.html
- IPネットワーク設備委員会報告(案)に対する意見募集の結果
(平成20年3月25日)
URL:http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080325_3.html

事業用電気通信設備規則第35条の2の2(異なる電気通信番号の送信の防止)の ただし書に該当する場合について(取扱い方針)

1 背景及び概要

事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)においては、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備及び0AB～J-IP電話用設備を設置する電気通信事業者に対し、利用者に付与した電気通信番号と異なる番号が送信されないよう必要な措置を講ずべきこと、他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合についてはその限りでないことを規定している。(平成19年総務省令第141号による改正 事業用電気通信設備規則第35条の2の2等 平成19年11月21日公布、平成20年4月1日施行)

本規定の趣旨は、発信者の電気通信番号の正当性を担保することについて社会的な重要性が高まっていることから、発信元の偽装(他者へのなりすまし)等によって、発信者番号表示等の信頼性が損なわれることを防止することである。

事業用電気通信設備規則第35条の2の2ただし書では、「他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合」について、端末伝送路設備に付与された電気通信番号と異なる電気通信番号の通知がなされても、発信元を誤認するおそれがないと考えられる場合が存在することから、一律の規制から除外することを規定している。

本取扱い方針は、電気通信システムの稼働の一つを構成する電気通信番号の表示等への信頼性を維持しつつ、利用者の利益を保護する観点から、下記2のとおり、ただし書の趣旨や該当する場合について解説することを目的とする。

2 取扱い方針

事業用電気通信設備規則第35条の2の2ただし書における、「他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれのない場合」には、1)代表者番号を送信する場合、2)0120番号等の着信課金といった特殊なサービスの電気通信番号を送信する場合及び3)その他のサービスについて、電気通信事業者が、電気通信番号の役割(地理的識別、品質識別、サービス形態の識別及び社会的信頼性の識別)の観点から、発信元を着信者に誤認させることのないよう措置し、かつ、発信者番号通知を受けた者が当該番号へ発信した場合に、発信元に着信することが確保されている場合等が該当する。

3)の電気通信番号の役割の観点に基づく措置に関して、特に0AB～J番号については、品質識別及びサービス形態の識別の役割を有するとともに、電気通信番号規則上も、その番号から電話の相手先の地域が分かるという地理的識別を行えるよう定められている番号であり、また、その利用されている長い歴史から、「今そこからかかっている/そこにかけている」ことが確認できる社会的信頼性を有する番号でもあることに留意して、発信元を着信者に誤認させることのないようにする必要がある。また、発信元へ着信することの確保については、例えば、着信側事業者と発信側事業者を異にしており、コールバックのために着信側の電気通信番号を発信者番号として送信する場合において、着信側事業者と利用者の契約変更等が生じる場合であっても、常に発信元への着信が確保されていることが必要である。

電気通信事業者は、実際の設備の設置・維持・運用等に応じて、利用者への影響の程度を個々に判断し、事業用電気通信回線設備の技術基準適合性について自ら確認・維持することが求められる。

+本年3月26日の情報通信審議会一部答申「050-IP電話等の基本的事項に関する技術的条件」(情審技第13号)において、発信者番号偽装対策に関する技術的条件の答申があり、これを受けて事業用電気通信設備規則の改正省令案を情報通信審議会へ諮問する予定である。当該省令案の答申を受けた改正省令に対しても、本取扱い方針を適用することとする。

3 本方針の改定

本方針については、技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じて所業の見直しを行う。

<参考>

(関係法令)

○事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)(抄)

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に送信することがないように必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれのない場合は、この限りでない。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の七 第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。

第三十五条の十五 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。